昭和26年10月15日　MURORAN CITY INFORMER　（昭和23年8月3日第三種郵便物認可）

# 室蘭 市政だより

第36號
毎月1回15日発行
発行所　室蘭市役所
発行人　阿部敏男
印刷所　室蘭民報社

## 優良組合や農家表彰

市では農業奨励のため二十六年度の経営優良組合並びに優良農家の選賞を行うことになり目下審査員による選考中であるが近く決定され来る十月二十六日労働会館において賞状並びに記念品の授與式が行われる

対象区分は
有畜農業地帶　一組合二農家
穀根農業地帶　二組合二農家
蔬菜農業地帶　二組合二農家

## 出來秋の"腕くらべ""汗くらべ"

## 各種品評會開催

### 優良組合や農家表彰　市多彩の行事

市役所では今年もいよいよ出來秋を迎えたのでこの一年間に土に親しみ食糧自給に尊い汗と血を流した農家の努力に感謝を捧るとともに當農に対する腕くらべ、汗くらべの品評会をこの二十四日の農水産品評会や皮切りに産業品評会、馬市開催、優良組合や農家表彰など次々の日程により多彩にくりひろげることになつた

## 農水産物品評會

市では水産、農業團体の後援を得て來る十月二十四日より三日間、市内労働会館で農産物品評会を開催することになり目下準備を進めている、農家が一年間の汗の結晶である農産物の品評会は毎年收穫期を迎えて開催され好評を拍して來たが水産物を加えて行われるのは初の試みである

出品の種目は次の通りで審査の結果優秀品には夫々賞状並びに記念品が贈呈されることになつており出品者の希望により即賣或は会も行われるので成果が期待されている

▽水産物　出品種目＝1、海藻類品2、燻製品3、水産飼肥料4、塩蔵製品5、乾製品6、調味加工品（燻製品を除く）7、魚油8、その他

▽農産物出品種目＝▽第一種水陸稲（籾）麦類裸麦
▽第二種＝大豆、小豆、菜豆、稲麥、粟、稗、ソバ、玉蜀黍、デントーコン
▽第三種＝馬鈴薯、南瓜、甘藷
▽第四種＝人参、牛蒡、大根、カブス、ビート、長芋、玉葱、ホーレン草、体菜、白菜、甘藍

## 農調委功勞者表彰

昭和二十三年十二月以來食糧確保臨時措置法に基いて農業調整委員会委員として市食糧供出面で或は諸計画の面に盡力された同委員は本年七月農業委員会法の実施に伴つて農業改良委員会とともに農業委員会に統合せられたので市では在任中の功労に対し感謝状ならびに記念品を贈呈することになりこれが贈呈式を来る二十日午後一時より市役所会議室で行うことになつた、なお感謝状を贈呈される旧委員は次の方々である

森田輝成（春川町）原田佐市（本輪西町）土屋一美（高砂町）佐藤利吉（絵鯛町）鈴木頭（輪西町）岡本魚三郎（母恋北町）増田一（高平町）三谷忠保（崎守町）根子泰行（高砂町）添田龍男（本輪西町）高橋長朗（陣屋町）吉田秀雄（小橋内町）千葉長三（石川町）小川貞治（水元町）式見要（輪西町）前田源兵衛（神代町）三枝守壽（舟見町）泉谷弥一（新富町）

## 産駒品評會と馬市

市では馬匹の飼養管理と増産改良のため、十月二十八日市内本輪西町中村木工場裏で、産駒品評会並びに馬市を開催することになり、関係者の協力を要望しています

▽会場＝市内本輪西町中村木工場裏
▽期日＝昭和二十六年十月二十八日午前九時開会式引続き審査開始、午前十一時三十分より褒賞授與式、閉会式
▽出品資格＝当市、二才で種類なつている
▽賞＝審査の上三等までに賞状、賞金が又出場馬には出場馬記念品を贈呈します
▽申込み＝十月二十五日迄市役所農水産課へ申込みのこと（日頃でも良い）事情で期日迄申込み出來ない方は当日会場でも受付けます

なお馬市の場合は賦金は賞状と共に主取りの場合は賦金は賞状とせん

## 畜産品評會

昭和二十三年、畜産五カ年計画樹立して以來、畜産の増産改良に成果が現われて來ました、本年度は時に鶏、兎に重点を置きこれらの対象とした第一回品評会を次の日程で行うことになりました、また二十六日午後三時より六四六人労働会館で審査の結果優秀なる七九ものには賞状を授與することになつている

期日＝自十月二四日至十月二十六日、会場＝労働会館、輪西支所階上、主催＝室蘭市、出品資格＝室蘭市住居を有し鶏、兎を飼育している者、出品品目及數量＝1、兎雄鶏各一羽2、鶏雄雌一番

## 人口動態

（十月一日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 世帯數 | 二四、二五八 | |
| 人口 | 一一五、九〇四 | |
| 男 | 五八、八〇一 | |
| 女 | 五七、一〇三 | |
| 死亡 | 五四 | |
| 出生 | 二八五 | |
| 轉入 | 七三二 | |
| 轉出 | 六四六 | |
| 世帯數増 | 七九 | |
| 人口増 | 一六五 | |

## 許・認可を要する事業（終）

紹介業者より自由経済の復帰したというものの未だ行政庁の許認可を必要とする事業が相当多いのでその主なるものを調べてみると次の通りになります、なお疑問の点は市役所内中小企業相談所へ御相談下さい

◇興業の制限されるもの

（一）一般公安維持のため
▽質屋業＝公安委員会の許可を受けた（質屋営業法第二條）▽古物商＝公安委員会の許可を受けた（古物営業法第二條）▽職業紹介業＝労働大臣の許可を要す（職業安定法第三十二條）

（二）危害予防のため
▽毒物劇物販売業＝都道府県知事の許可を要す、ただし薬剤師又は獣医師が使用するものを除く（毒物劇物取締法第三條）▽毒物劇物製造業又は輸入業＝都道府県知事に届け出なければならない（毒物劇物取締法第三條）

（三）保健衛生のため
▽飲食店営業▽喫茶店営業▽菓子製造業▽氷菓子製造業▽牛乳処理業乳製品及び特別牛乳搾取処理業及びその類似品の製造業▽飲用牛乳類似品の製造業▽食肉販売業▽ハム、ソーセージ、ベイコン又はこれらの類似品、製造業▽魚介類販売業▽魚介類市場営業▽魚肉ねり製品製造業▽魚介類冷凍業▽清涼飲料水又は保存飲料水の製造▽氷雪の採取業▽製造業及び販売業▽つくだ煮製造業▽かん詰又はびん詰食品の製造業▽右の業に何れも保健所長が必要と認め都道府県又は市長の指定する業＝許可を受けた（食品衛生法第十九條、第二十一條）▽理髪▽医薬品、用具、化粧品販売業＝薬剤師に專属大臣の免許、薬局又は医薬品用具、化粧品販売業に都道府県知事の登録を要す（薬事法第三條、第二十條、第二十九條）▽クリーニング業＝都道府県知事に届出（クリーニング業法第一條）▽保健所長が必要と認め都道府県知事に届出（美容師法第二條）▽理容師（美容師法第三條）▽風俗営業＝都道府県知事の許可を要す（風俗営業取締法第二條）▽待合▽料理屋▽キャバレー

## 對面交通は

### あなたを守る交通規則を守ろう

市民の皆さん

今年一月から六月までにみた全国的な統計では凶暴犯罪による死傷者一五〇〇人であるのに対し交通事故によると死傷者は実に六、七〇〇人の多きに達しております、一寸した注意さえすれば避けられた交通事故もこのように多くの犠牲者をだしているのは今さらのように驚然とするものがあります。それというのもわたくしどもが交通規則に対して無知であつたり、あるいは知つていてもこれを軽視したり、道路に対し認識不足であつたりしたからではないでしょうか。車輌が増加して交通量が多くなつている現在、道路を自由につかうように勝手に使用したり、道路をくして車や歩行者の通行を妨げたり、道路上にゴミを故意に捨てたりしてはそのゴミが跳ね返り輪、近所の人に迷惑をかけないでしょうか。道路は国民の財産です。道路を愛護することは責任であり、市民の皆さんの聊場において道路を大切にすることはあかるい街、文化人としての エチケットです。

道路には国道、府県道市町村道私道、その他廣場、空地、公園海辺、私人の土地等で一般交通の用に供されているもの、あるいは自動車運送事業者が事業用自動車のため使用する道路、と種々区別されていますが、これら道路は両側の排水溝の市員も含まれています、だから排水溝の上に物を置いたり、商品を陳列することはできないのです。また排水溝を塞がれたり、破壊されたりしては下水の掃除にも支障をきたします、道路を使用する場合に許可を受けなければならないのです。

交通上支障がないと認められるのべます。

道路を使用するには警察署長の許可を受けなければなりません。しかしこの許可は無許可で、無許可の場合は罰則があります。しかし道路を使用するには警察署長の許可を受けなければなりません。

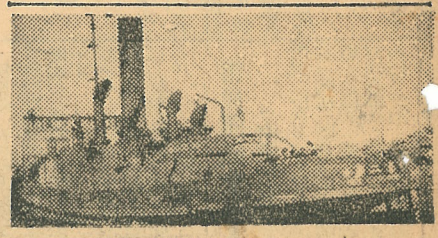

## 店

市が東京都上ポート第一郵り十月十三日撃墜されたた十三年四月九作による総輪長さ二七M、三Mの甲板市が曳船を

# 店開き待つ都丸

## 船名を一般から募集

市が東京都より購入したタツクボート第二都丸が海路輸送によつて昨十月十三日到着し拓計堀頭に繋留された、第二都丸は昭和二十三年四月大阪藤岡鉄工所の製作による総噸数一四一、三二噸長さ二七M、巾七M、深さ三、三Mの鋼板船である

市が曳船を所有したのははじめてであるが着々と整備されていて今後の活躍が期待されている、なおこのタツクボートは近く一般から室蘭にふさわしい名前を募集し改名される予定である

（写真はタツクボート第二都丸）

# 道路を守る

## 掟を守ろう！

なつている現在、道路を自分の土地のように勝手に使用したり、道路の巾をせまくして車や歩行者の通行に支障をきたさしたり、道路上にゴミを放置したり、甚だしきはそのゴミを焼却して交通上はもち論、近所の人に迷惑をかけている人はないでしようか。道路は国民共有の財産です。道路を整備することは国民全体の責任であり、市民の皆さんが各家庭、各職場において道路を大切に、きれいにすることはあかるい街、文化の街をつくることで文化人としてのエチケットであります。

水害の市民もたから排水溝です、無許可の使用は処罰されます。しかし許可申請をしてあれば、交通上支障があれば許可にならないのです。

破壊された、破壊水の掃除にも、道路を使用する場合に許可のいるものとその手続のべます

するには警察署長の許可が必要

1、道路使用に許可のいるものは

一、道路において工事又は作業をしようとするもの

二、道路に碑表、廣告板、廣告塔、飾塔、案内塔、街路灯、アーチの類、のぼり、掲示板、立看板等を設置しようとするもの

三、道路に露店、屋台店等を出そうとするもの

四、神輿、山車、又は仮装行列をしようとするもの

五、競技、その他の備物をしようとするもの

六、道路に物件を移し又はろくろ木、その他一時的設備により物件を運搬しようとするもの

七、日除け、雨除けの類を設置しようとするもの、路面二・五米以上の高さで〇・六米以内突出するものは許可はいらない

八、前各号の外交通の妨害となり、又は交通の危険を生ぜしめるような方法で道路を使用、又は通行しようとするもの

等があります、道路に花畑や風雪除けのため道路面に囲をつくつたりしているところがありますが、これらは許可がいります

その他道路法には電柱等の足掛から御注意下さい

道路は六尺以内に取付けてはいけないとか、標灯又は看板の類を路面上八尺以上の高さに設ける場合に限り一尺以内側壁上又は路端上に突出できるとか、横断幕は十五尺以上とかいろいろと道路使用に対して規定してあります。

2、道路使用の許可申請手続

一、申請書に住所、職業、氏名、目的、方法、期間、区域又は場所を詳細に記入し、仕様書と見取図を添付し、正副二通警察署長に提出します。

二、道路の管理者に申請した場合は、警察署長への届出できます、道路の管理者は警察署長に交通上の支障の有無の意見を諮問されて許可になります

三、許可になればそれぞれ許可証が交付になりますが、許可に対しては警察署長は危険防止、その他交通安全のために必要な措置を命じたり、或は沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が交通に著しい危険を生ぜしめるおそれがある場合には、その占有者に危険防禦のため必要な措置をとるようもとめたりします

その他危険防止又は交通安全のため必要ある場合には、公安委員会が道路の通行禁止制限をします

また緊急の必要があるときは警察官、警察吏員の権限で一時道路の通行禁止制限をすることができます、その他道路管理者が道路の破損、欠壊又は他の事由による通行上危険があると認めする場合は警察署長に通知し、その要求に基いて道路通行の禁止制限がなされます

市民の皆さん、交通規則をよく守つて明るい街、文化の街を建設するため力を盡そうではありませんか

皆さんの御支援、御協力を御願いします。

# 室蘭青年大會

## 二十一日市會議室で開催

講和條約をとり結ばれ祖国の盛衰、今や青年の肩越にかかつているといわれるこのときに当り、青年に正しい指針を與え併せて室蘭市青年團体の向上伸展を期すため、十月二十一日午後二時より市役所会議室において第二回室蘭市青年大会を開催することになつた。青年諸君の多数出席されん事を望む

# 度量衡の檢査

## 二十六日から九日間

木年度の度量衡器第一種集合検査は来る十月二十六日より九日間に亘り実施されることになつたが、從来の例をみると受検者数は全体の約六割から六割五分程度に止る状態であつたので、今年度は道としてもこの様なことのないよう準備に万全を期しており、今後の未受検者に対する処置も相当考慮しているようです

市でも事前に第二種取しまり者市内一円にわたつて実施中であり、不良器物の機能と第二種取しまり検査に於ける受検方の徹底に励めて居るが、度量衡器使用者自身の協力方も強く要望されております、なお第一種検査の実施にあたつて市担当者はこの受検に漏れた場合は度量衡法によつて使用器物の今後の使用を禁ぜられる等、処罰を受けるようなこともあるから特にこの点に留意して欲しいと語つた

# 在住外人の皆さん

## 登録手續の勵行について

室蘭市には現在約三百名余の外国人が居住しておりますが、次の国出を怠ると外国人登録令違反として処分されます、自分が違反していると氣がついた方はすぐに市役所総務課へ届け出下さい

▽未登録者

外国人は大人でも子供でも外国人登録証明書を持つていなければなりません

赤ちやんが生れた場合は親から届出をしなければなりません

▽居住地変更登録

他の市町村から室蘭市に轉入した場合は十四日以内に居住地変更登録をしなければなりません

室蘭市内で住所が移つた場合も同様です

▽外国人の資格が無くなつた場合

外国人と結婚して婚姻届を出して外国人となつた方で正式に離婚となつた場合、離婚を証明する書類があれば日本人は戻るわけですが、その場合も十四日以内に登録証明書を返還しなければなりません

▽外国人の国出

結婚によつて外国人になつた場合は結婚届をした証明書を届出た市町村役場から貰つて登録申請をします

▽居住地変更登録

他の市町村から室蘭市に轉入した場合は十四日以内に居住地変更登録をしなければなりません

室蘭市内で住所が移つた場合も同様です

▽外国人の資格が無くなつた場合

外国人と結婚して婚姻届を出

## （日）（誌）

▽九月

十八日＝所管事項について協議のため警備委員会招集

十九日＝財政事情について協議のため財政委員会招集

二十日＝室蘭放送局上棟式

二十一日＝総司令部遞信局ブロワー中佐一行港内視察のため来蘭

二十二日＝川崎市議会吉野経済委員長一行三名行政視察のため来蘭

二十三日＝第三期水道拡張計画について協議のため水道委員会招集

二十四日＝水谷文部次官行政視察のため来蘭

二十五日＝厚場敷地調査のため厚生委員会招集

▽遞信省自動車局長来蘭

二十七日＝遞信省建築課長来蘭

二十八日＝寮養中の市内小、中学校教員見舞のため市会議員出張

▽水族館敷地調査のため水産委員会招集

▽北辰中学校屋外運動場拡張の他について協議のため土木委員会招集

十月

一日＝貿易保険局調査三五年記念式典

三日＝水族館敷地調査のため水産部設計係長来蘭

四日＝委員会規則その他について協議のため公平委員会招集

▽常盤小学校で全道小中学校長会議開催

五日＝市有財産の管理について協議のため財政委員会招集

六日＝道議会衛生常任委員一行八名行政視察のため来蘭

▽室蘭CIO隊長ブラック中尉着任

七日＝栄校で市民大道場会開催

九日＝全道市長会出席のため市長外張市を出張

十日＝事務打合せのため他出勤役出札

十二日＝工業高校開設七周年記念式典

▽新潟市議会北村警備委員一行五名行政視察のため来蘭

# 完全防火を目標！

## 市・消防署・市民三位一体化で

## 器具整備 避難訓練 自動車宣傳隊も繰だす

室蘭市消防本部では消防團と共催で火災発生の時期に備えて一般市民に火災予防思想の普及を図ると共に消防体勢を強化し火災による災害を無くするために次の要領で十一月一日より七日間全市防火運動を実施することになった

▽期間中午前六時、午後八時の二回サイレンの吹鳴を行う

▽市内主要個所に横断幕を掲揚し主要建物にポスターの掲示道路に防火文字を記し歩行者に周知せしめる

▽駅、映画館、劇場、放送を利用して啓蒙を行う

▽消防署、消防團が協力して一般家庭、学校、百貨店、旅館工場等主要建物の査察指導を行う

▽自衛消防隊の機材機具の整備備付消火器の性能検査を行う

▽消防水利の調査と復旧を行う

▽期間中適時市内主要建物の避難訓練を行う

▽職場、家庭の主婦を対象として防火座談会を開く

▽在港船舶の立入検査を行う

▽消防署を開放して一般市民の参観に供する

▽自動車による防火宣傳隊を編成啓蒙を図ると共に防火相談に応ずる

▽市内随所において防火紙芝居を行う

▽消防署、各出張所に防火幟を掲げる

なお本期間中に消防本部では次の事項を職場、学校、家庭において実施するよう要望している

▽職場

▽避難訓練を反覆実施すること

▽二階ある建物は屋外に通ずる避難路を設けると共に避難指標を明示して置くこと

▽消防設備の充実と火気見回り制度を行うこと

▽火気取扱場所周囲の機具を点検して不備な処は修理して置くこと

学校

▽廊下、教室に防火に関する図書作文を掲示し生徒に防火の意及宣傳を行うこと

▽避難訓練を行うこと

家庭

▽外出する時、寝る時には必ずバケツに水を満水にして備えて置くこと

▽台所の火を取扱う処はよく整頓して置くこと

▽出火や避難の際の障害になるない様通路を設けて置くこと

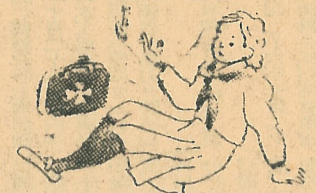

青少年の恐るべき不良化、犯罪化ということがしきりに騒がれています。しかしそれはよその家のことで私の家の子供に限ってそんなことがあるはずがない、と、――これは誰もがそう考えています。そうです。お宅のお子様に限ってそんなことがあるはずはありません。

しかし誰もがそう考えているのになぜ現実にこんなさけない、いまわしい状態が起ったのでしょう。

マッチの擦り火を完全に消せば火事にならないのです早期に発見して必要な措置をとれば不良化は必ず防げます。なお子供のことについての個相談には児童福祉司、児童委員及び児童相談所を御利用下さい。

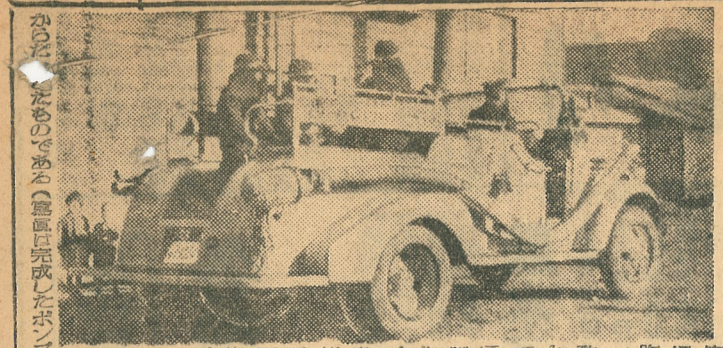

室蘭消防本部自慢の技術課では昨年度四台のタンク車改造に成功、経費の節約と高能率を誇っているが、このほどポンプ車の製造にも成功した、完成のポンプ車は去る五日泰助役立会で性能試験を行ったが放水量一分間五一〇ガロン操作も従来のポンプ車よりも簡便で完成車の購入に比べて経費も約四〇〇余万円節約されたという

## お自慢のポンプ

### 消防署で第五號完成

からだ、たものである（写真は完成したポンプ車）

## その後の

## 主食配給と引取状況はどうか

食糧公團が廃止されて主食の配給事務が市に移管されてから半年余り、最近中央では米の自由販売が論議されているが、市に移管後の配給状況と市民の購入状態を物資係の調査結果から現在主食として配給されている米（内地米、外地米）麦製品の四月以降九月末までの一人当り配給量と引取り量を月別平均でみると次のようになっている

▽内地米

| 月別 | 配給日數 | 購入日數 |
|---|---|---|
| 四 | 一一 | 一一・三 |
| 五 | 一五 | 一四・八 |
| 六 | 一三 | 一三・一 |
| 七 | 一〇 | 一〇・一 |
| 八 | 一一 | 一一・〇 |
| 九 | 九 | 九・〇 |
| 計 | 七〇 | 七〇・三 |

▽外地米

| 月別 | 配給日數 | 購入日數 |
|---|---|---|
| 四 | 三 | 一・八 |
| 五 | 一 | 〇・八 |
| 六 | 二 | 〇・九 |
| 七 | 五 | 四・二 |
| 八 | 五 | 三・〇 |
| 九 | 六 | 四・〇 |
| 計 | 二二 | 一四・七 |

配給日數より購入日數が〇・三日多いのは前月分を購入したためである

▽麦類出

| 月別 | 配給日數 | 購入日數 |
|---|---|---|
| 四 | 一一 | 一一・〇 |
| 五 | 一〇 | 一〇・〇 |
| 六 | 一一 | 一一・〇 |
| 七 | 一一 | 一一・〇 |
| 八 | 一一 | 一一・〇 |
| 九 | 一一 | 一一・〇 |
| 計 | 六六 | 六六・〇 |

## 僅かの貯金で楽しい納税

## さあみんな揃って

### 貯蓄 納税 組合を作りましょう

貯蓄のおすすめと、いろんな納税の両方をかねて貯蓄組合法が誕生しました、金を一度に納めることはなかなか容易なことでないのがいまの実情です、そこで税金を月納にしたらどうかと考えられ、この要望に答えて今年の四月に、納税貯蓄組合法が公布されたのです

▽納税貯蓄組合とは

第一にみなさんの職場先とか、隣り近所の人たちの集りによって作ることになります

第二にこの人達によって規約をつくり、その寫三通を市役所、税務署、支廳のどこか一ケ所に届出ると、それで納税貯蓄組合が出来ます

第三に組合の運営は規約によって極めて民主的におこなわれることが建前であり、預貯金は必ず各個人々々の名儀で組合のきめた預入先に預金加入脱退も自由であり又納税以外にも引出しができます

第四に組合に対しているいろの特典があり、納税に充てたものの利子は普通貯金よりも二割高く、又国、道、市より子算の範囲内で組合員によって補助金の交付があります

▽納税貯蓄組合をつくりませう

貯蓄とは生活の合理化の第一歩です

皆さんの生活をより立派にする為にも、手軽に納税する為にもこの納税貯蓄組合をつくりませう。

（商工課）

### 市民運動會終る

▽来年から春開く

市民のレクリエーションとして七日開催の市民運動会は晴天に恵まれ盛大に挙行した、明年は市内各職場の要望にそい春季にも行う予定であり職場対抗種目についても検討する

## 國体道代表に

### 室蘭から二十名出る

第六回国民体育会蹴球大会に水泳選手五名を送った本市では更に秋期大会にも二十名の選手を送ることになった

選手團は二十日市において歓送会を行い二十二日羽幌廣島市へ出発する、なお選手團体は次の通り

▽富士鉄排球部　十五名

〃　陸上部　一名

〃　体操部　二名

日鉄化学庭球部　一名

柔道部　一名

## 盲人の讀

### 30日から多

市立図書館では十月三十日より十一月四日までの読書週間中の行事を次のように決定した

**子供移動圖書館**

十一月三日、四日の両日（一〇時より一七時）母恋小公園および中央クラブ内に子供用移動図書館を開設する

**盲人讀書座談會**

十月三十日市内の盲人を招き盲人図書について種々の座談会を行う

**文學會**

学校、職場者を招い

**レコー**

十一月四日館において1トを行う

**俳句、**

別項

**學童讀**

市内各小学校について

**婦人**

図書館において行う

**海員**

海岸町田中通り文庫を設に開放する

## 消

今まで皆様にしておりましたガス発生機の新鋭装置の新偉力を加え備し一般消毒会を利用して防に万全を期しします。大多より人から人殿様者をなぐには予防因となる微菌め患者しまつ般的消毒を行せん例へば病院、腸チフテリア菌その

# 人の讀書座談會

## 30日から 多彩な讀書週間

| 月別 | 購入日數 | 配給日數 | 購入日數 |
|---|---|---|---|
| 四 | 一・八 | 一五 | 一一・七 |
| 五 | 〇・八 | 一五 | 八・八 |
| 六 | 〇・九 | 一五 | 一一・一 |
| 七 | 四・二 | 一六 | 一三・三 |
| 八 | 三・〇 | 一五 | 一〇・二 |
| 九 | 四・〇 | 一五 | 一〇・五 |
| 計 | 一四・七 | | |

（六六・八パーセント）

（七二・一パーセント）

以上となつており内地米の配給は二〇〇パーセント購入されているが外地米では配給割當量に対して三割二分、雑穀類では二割八分が未引取りとなつている

**文學會代表座談會**
十七日より函館中の学校、職場、文学團体の代表者を招いて行う

**書館**
日（二〇）公園および供用移動

**談會**
人を招き
各の座談

**レコートコンサート**
十一月四日午後六時より図書館においてレコード・コンサートを行う

**俳句、短歌募集**
別項

**學童讀書指導**
研究会
市内各小学校の学童を招き讀書についての種々の指導を行う

**婦人讀書會**
図書館において婦人の讀書会を行う

**海員移動文庫**
海岸町田中通船内で一日十時より文庫を設け任海船舶の海員に開放する

**文學會代表座談會**
学校、職場、文学團体の代表者を招いて行う

**經濟問題研究會**
十一月三日午後七時より労働会館で市内の経済関係者を招き経済問題について講演を聞く
なお函館中市内理髪店で雑誌の貸出を行う外英語視聴室の案内書、図書館の案内書を廣く配付する

**ジーゼルカー 虻田まで運轉**
昭和十七年夏まで運行されていたジーゼルカー（当時はガソリンカー）も燃料等の関係上現在に至るまで中止されていたが、本市ではこれが再開を再三にわたり陳情して來た結果このほどめでたく虻田駅迄延長運行されることとなり、今後におけるその利用度が大いに期待される

# 消毒所完成す

## 氣輕に利用下さい

今まで皆様に御不自由をおかけしておりました市立消毒所（中島）が完成し優秀なホルマリンガス発生機並に内容六〇ポンドの新鋭蒸氣消毒器をそれぞれ設備し一般消毒および家屋消毒に新偉力を加えましたのでこの機会を利用してすべての傳染病予防に万全を期するようおすすめします。大多數の病氣は細菌により人から人へと傳わり多數の感染者をだすのです、これを防ぐには予防接種とともに病氣の因となる黴菌を殺滅するため患者にまつわる衣食住等の全般的消毒を行わなければなりません例へば結核菌、赤痢菌、腸菌、腸チフス菌、パラチフス菌、ジフテリア菌その他あらゆる傳染性病源菌に汚染された衣類夜具畳具家屋もとのガス蒸氣消毒機によれば徹底して簡單に又短時間で完全に殺菌消毒されます
なお特許デシンルーム付ガス消毒器による時は消毒すべき物品を他処に移運することなくその場で容易に消毒が出來ますので

# 市体育大會終る

## 最優秀選手を初の表彰

九月二十三日以來十月十四日迄各職域にわたり開催された市民体育大会は種々の新記録、好記録を生み出し本年度スポーツ界を盛会に飾つた。
時に本年度より最優秀選手制度を設け次の通り各選手を表彰した。

| | | |
|---|---|---|
| 野球 | 笠原信男 | （富士鉄） |
| 〃 | 小山内知子 | （〃） |
| テニス | 伊達信信 | （日鉄北） |
| 〃 | 松浪直弘 | （室蘭） |
| 柔道 | 佐々木助三郎 | （日製） |
| 蹴球 | 石脇正敏 | （日製） |
| 籠球 | 江畑自千方 | （電友倶） |
| 水泳 | 高尾公充 | （栄校） |
| 〃 | 高島米子 | （清水高） |
| バドミントン | 上田正顕 | （工犬） |
| 〃 | 石戸律子 | （栄校） |
| 〃 | 坂本明 | （日製） |
| 〃 | 谷口縁子 | （清水高） |
| 卓球 | 及川彦三郎 | （室蘭） |

# 長蛇の列つくる 成人學校

七月に発足された室蘭成人学校も第一、二期を終了し、十月十五日より第三期を開講することになりました。第三期はとくに一般の希望によつて十月一日（七日）に左の十一科目を申込み受付けしたが一時間位にして全科目は定員を超過してしまいました。

受付時間よりも二時間位前から列をつくり列はないと受講できないほど希望者が多く、この点をみても市民の方がいかに向学心に燃えているかがうかがわれ實びにたえません。

第一期生徒年令別にみると、二十才以下が一八二名、三十才以下が二七九名、四十才以下が五六名、四十一才以上五十三才までが七二名となつています

若いも若きも机を一つにして学ぶことにより、若い人は年齢者に対し敬、年齢者は青年男女をよく理解しともに助けあい、若返つて自由に楽しく学ぶ雰囲気になつてはいるようです。

第三期は十一月二十五日に終る予定で、引續いて受講を希望される方もありますが、日も短くなり寒くなる関係上第四期は明春三月四月にかけて開講する予定でおります。科目その他すべて世論によつて決定しますので市民の皆様方から成人学校に対する種々の御意見又は批評をとしどし市の社会教育係あてに御通知下さる事をのぞんで居ります。世論をもとにして皆様方に満足して、楽しく自由に学べるよう取計いたいと考えています
なお参考のため付加へて置きますが第三期受講人員は男二三二名、女二〇〇名計四七二名であります

| 月日 | 曜 | 時間 | 検査場 |
|---|---|---|---|
| 一〇・二六 | 金 | 九・三〇～一五・〇〇 | 祝津出張所 |
| 一〇・二七 | 土 | 九・〇〇～一五・〇〇 | 度量衡給査室（警察署前） |
| 一〇・二八 | 日 | 九・〇〇～一五・〇〇 | 〃（〃） |
| 一〇・二九 | 月 | 九・〇〇～一五・〇〇 | 成蹊中学校 |
| 一〇・三〇 | 火 | 九・〇〇～一五・〇〇 | 日鋼 |
| 一〇・三一 | 水 | 九・三〇～一五・〇〇 | 個人・労務者集合所 |
| 一・一 | 木 | 一九・三〇～一五・〇〇 | 東町出張所 |
| 一・一 | 木 | 一〇・〇〇～一五・〇〇 | 中ビ、知利別、水元、高砂、高平各町 |
| 一・二 | 金 | 一〇・〇〇～一五・〇〇 | 港北中学校 |
| 一・三 | 土 | 一〇・〇〇～一二・〇〇 | 度量衡検定室 |

給査対照地域
絵鶴、祝津、小樽内、桜沢、西小路、港泉、浜中、幕西、大、各町、千歳、千歳、清水、寺、本、見、公園、開運各町、母恋、南、新富、御前水、茶津御崎各町

【注】左の器物は取しまりの対照にはなりません
1、金属製度器、及硝子製度量衡器
2、圓錐秤、磁器秤、琺瑯秤、石炭酸樹脂製秤
3、秤量いかでの一万分一以下、又二ミリグラム未満の重量を略す天秤及秤量千キログラム若くは相当する重量を略す天秤及秤量千キログラムを超えた各組の秤
4、糸織度検定器以外の計量器

# 昭和二十六年度 第三回室蘭市文化祭行事

| 期日 | 場所 | 行事 |
|---|---|---|
| 十月二〇日 十月二一日 | 栄高校 午後一時より | 漫劇コンクール（市内高校） |
| 十月二八日 | 公設グランド 午前九時より | 模型飛行機大会 一般、青年、学生 |
| 十一月三日 | 常盤校 午後一時より | 郷土人会 一般、青年、学生 |
| 十一月二、三、四日 | 室蘭駅 | 菊花展覧会 |
| 十一月四日 | 清水ケ丘高校 午後一時より | 合唱祭 |
| 十一月二、三、四日 | 清水ケ丘高校 | 書道展 篤志展 |
| 十一月十一、十二、十三日 | 労働会館 | 室蘭地区学生美術展 |
| 十一月十七日 | 市公会堂 午後六時より | 文化講演会 |

# 度量衡器第一種取締の實施について

度量衡法施行令第十三條にもとづき度量衡器の集合検査を左記要領により行いますから検査當日は洩れなく会場まで持參の上受検されるよう御知らせいたします


第3回 室蘭競馬

11月2日 3日 4日 5日

出馬 10時30分

單復連併用 100円